

食安食発 0413 第 1 号
平成 22 年 4 月 13 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 食品衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部
監視安全課食中毒被害情報管理室長

食中毒調査支援システム（NESFD）の運用開始について

標記については、平成 22 年 4 月 13 日付け食安発 0413 第 2 号にて通知したところですが、食中毒調査支援システム（NESFD）（以下「本システム」という。）の利用にあたっては、下記の事項に留意の上、本システムの活用と円滑な運用にご協力方よろしくお願いいたします。

なお、本システムの運用開始に伴い、「食中毒事件詳報の電子的データベース（仮称）について」（平成 17 年 3 月 30 日付け食安監発第 0330001 号）は、本日をもって廃止します。

記

1. 本システムの利用について

本システムの利用にあたっては、「食中毒調査支援システム運用管理規程」及び「食中毒調査支援システム利用規約」を遵守し、特に次の事項に留意されたい。

- (1) 本システムの利用に際し、別途連絡する利用申請において配布される本システムのユーザーID 及びパスワードの流出が起きないように、各機関で厳重な管理を行うこと。
- (2) 本システムの利用にあたって得られる個人・法人情報の保護について、守秘義務を厳守すること。

2. 食中毒関連情報共有機能について

本システムには、厚生労働省に集約される全国の食中毒発生状況に関する情報及びその他の関連情報を共有する機能を有しているため、次の事項に留意の上、積極的に活用されたい。

(1) 食中毒事件速報等の報告について

- ① 都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）から厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課食中毒被害情報管理室（以下「情報室」という。）に逐次報告される食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 58 条第 3 項及び食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号。以下「令」という。）第 37 条第 2 項に基づく食中毒事件（以下「食中毒事件速報」という。）並びに法第 63 条に基づき公表される食中毒事件（以下「公表食中毒事件」という。）について、本システムにおいて情報共有を行うので、電子データによる報告に努めるとともに、他の地域の発生状況に留意すること。
- ② 「食中毒処理要領」（昭和 39 年 7 月 13 日付け環発第 214 号）に基づく食中毒事件速報の情報室及び地方厚生局食品監視課への報告方法及び「食中毒調査マニュアル」（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号）に基づく公表食中毒事件の情報室への連絡方法については、電話及びファックスに加え、本システムに登録する方法も認めるものであること。なお、本システムへの登録方法については別途連絡する。

(2) 食中毒事件詳細の報告について

- ① 都道府県等から情報室に報告される令第 37 条第 4 項に基づく食中毒事件調査結果詳細（以下「食中毒事件詳細」という。）については、本システムにおいて情報共有を行うので、電子データによる報告に努めるとともに、他の地域での調査内容に留意し、食中毒調査に係る業務に活用すること。なお、本システムへの登録方法については、別途連絡する。
- ② 食中毒事件詳細の作成にあたっては、「食中毒処理要領」の趣旨を踏まえ、考察部分に次の検証事項を記載するように努めること。
 - ア. 発生の探知において今後改善を要すると考えられる事項
 - イ. 原因究明調査において今後改善を要すると考えられる事項
 - ウ. 被害拡大防止のために今後改善を要すると考えられる事項
 - エ. 再発防止のために参考になると考えられる事項

(3) 食中毒統計及び食中毒事件録について

これまでに発行された食中毒統計（昭和 56 年から発行）及び食中毒事件録（昭和 30 年から発行）について、本システムに登録するので、業務の参考とされたいこと。

(4) 食品健康被害情報メール窓口について

平成 21 年 4 月 1 日付け食安食発第 0401001 号にて通知した「食品健康被害情報メール窓口」に寄せられた情報のうち、都道府県等との情報共有が必要と判断される情報については、本システムに登録するとともに、情報室から関係都道府県等へ連絡するので、適宜対応されたいこと。

(5) 感染症サーベイランスシステム (NESID) との連携

国立感染症研究所感染症情報センターが運用する感染症サーベイランスシステム (NESID) に登録されている感染症発生動向情報及び病原体検出情報のうち、食中毒に関連する疾病情報について、本システムに登録するので、それらの発生動向に留意すること。

(6) パルスフィールド・ゲル電気泳動 (PFGE) 法による遺伝子解析について

平成 9 年 4 月 25 日付け衛食第 134 号の通知に基づき、国立感染症研究所において収集・解析が行われている腸管出血性大腸菌感染症等の患者等菌株の PFGE 法による遺伝子解析情報について、本システムに登録するので、広域にわたり散発的に発生している食中毒の早期探知等に積極的に活用すること。

(7) 緊急時等における情報の共有について

広域食中毒発生等の緊急時において、関連都道府県等との情報共有が必要と判断される情報については、本システムに登録するとともに、情報室から関係都道府県等へ連絡するので、適宜対応されたいこと。

(8) その他

その他食中毒調査業務の参考になると考えられる情報について、随時本システムに登録を行っていくので、積極的に活用されたいこと。各都道府県等との共有が有用と考えられる情報を有する都道府県等にあつては、積極的に情報室あて提供願いたいこと。

3. 緊急時対応支援機能 (Web 会議システム) について

本システムにおいては、厚生労働省のみならず、各都道府県等が主体的に会議を開催できる機能を有している。このため、次の事項に留意の上、積極的に活用願いたいこと。

(1) 厚生労働省が主催者となり、関係機関等との広域食中毒等の緊急時における情報の共有、緊急事態を想定した訓練及び平時における情報交換等に係る会議を開催するので、当該会議への参加に協力すること。

(2) 都道府県等が主催者となり、複数の地域における食中毒発生時における情報の共有及び平時における他の都道府県等との情報交換に本システムを利用するなど、積極的に活用願いたいこと。

- (3) 各都道府県等の本庁に、カメラ及びマイクヘッドフォンの1セットを（地方衛生研究所を有する都道府県等には2セット。）情報室から配布するので、適切に利用管理すること。
- (4) 各都道府県等において、情報室から配布するカメラ及びマイクヘッドフォンと同等品を用意し、管内における情報交換を行う手段として、本システムを利用して差し支えないこと。

4. 研修機能について

本システムにおいては、都道府県等の食品衛生監視員等が食品衛生、感染症対策等の公衆衛生に関する研修内容をインターネット上で受講できる機能を有している。このため、次の事項に留意の上、積極的に活用願いたい。

- (1) 研修内容改善のためのアンケート調査を定期的に行うので、当該調査への積極的な回答に努められたいこと。
- (2) 研修内容について、質問、要望等がある場合には、情報室あて連絡願いたいこと。

食中毒調査支援システム(NESFD)の概要

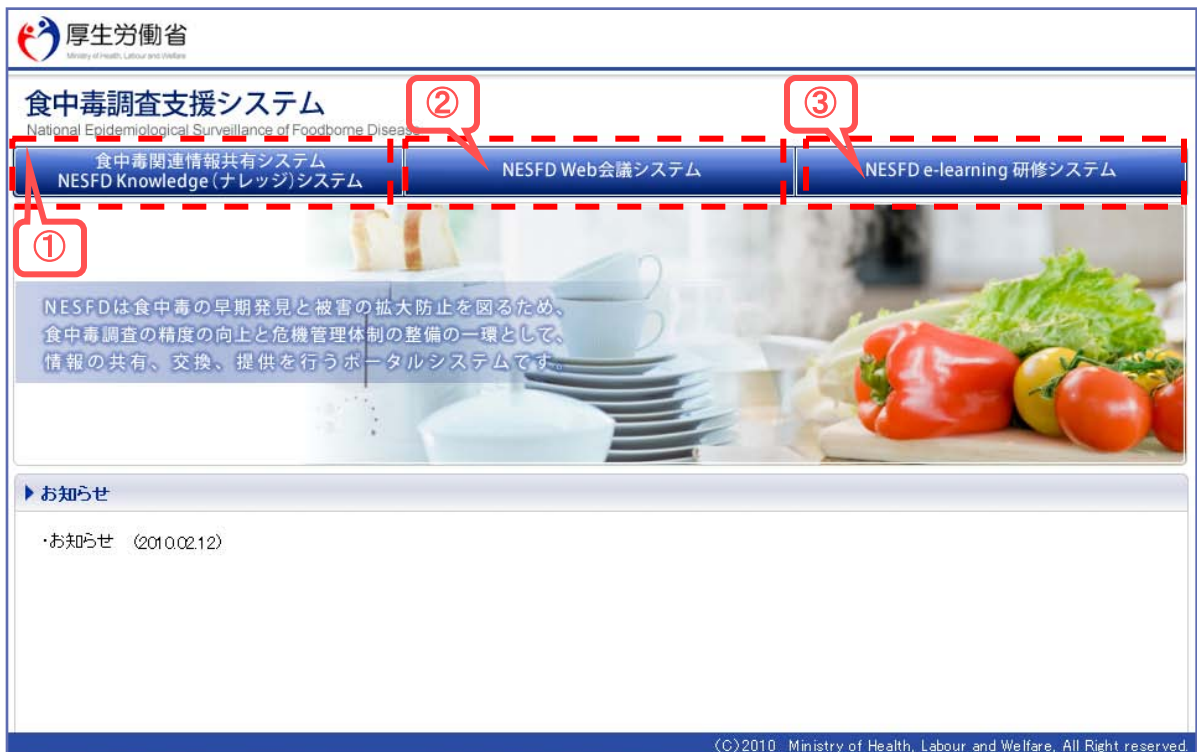
(1) NESFDとは

食中毒調査支援システム(NESFD: National Epidemiological Surveillance of Foodborne Disease)は、食中毒事件の調査に係る対応を支援するため、関係機関である厚生労働省、地方厚生局及び国立研究機関並びに都道府県、保健所設置市及び特別区(以下「都道府県等」という。)の本庁、保健所及び地方衛生研究所の間で即時情報共有を行うための機能として、①食中毒調査に関連した情報の共有、交換、提供等を行う食中毒関連情報提供機能(ナレッジ・掲示板)、②緊急時対応支援機能(Web会議システム)、③研修機能(e-ラーニング)の3つの機能を一元的に有するシステム。

(2) NESFDについて

NESFDの機能概要は、次の通りです。

NESFDポータル画面



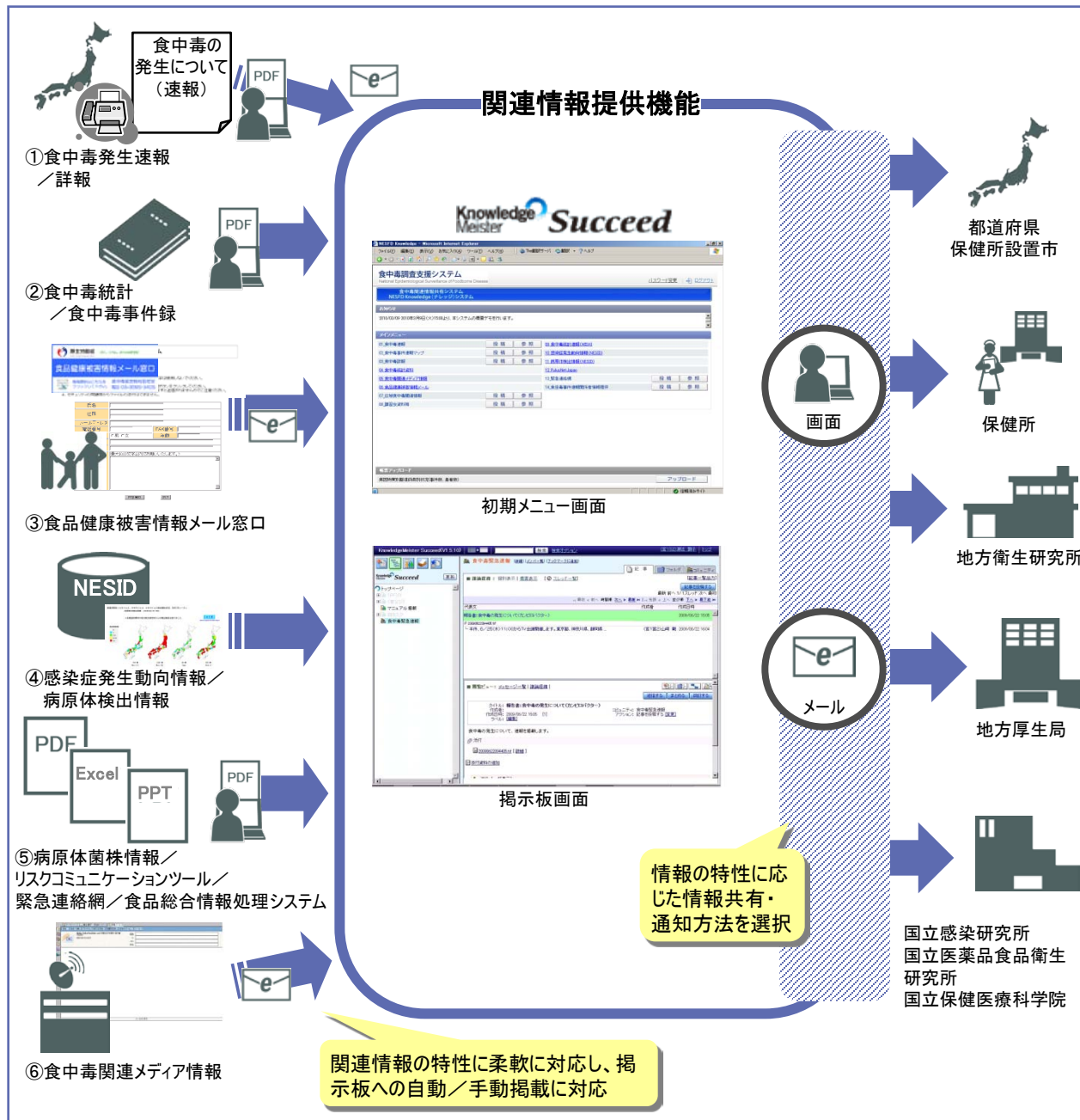
機能	名称	概要
① 食中毒関連情報提供機能	食中毒関連情報共有システム NESFD Knowledge(ナレッジ)システム	食中毒発生速報、食中毒詳報、食中毒発生動向、食中毒統計、食中毒事件録、メディア情報等の食中毒調査に係る必要な情報を蓄積し、食中毒疫学調査に活用できるようナレッジ・掲示板としてサービスを提供します。
② 緊急時対応支援機能	NESFD Web会議システム	緊急時及び平時において食中毒対策担当者がインターネット上においてリアルタイムに情報交換を行うWeb会議サービスを提供します。
③ 研修機能	NESFD e-learning 研修システム	食品衛生監視員等が食中毒疫学調査、その他食品衛生に関する学習が可能となるようインターネット上におけるe-ラーニングサービスを提供します。なお、本機能は職場、自宅等のインターネットがつながる環境での活用を可能とします。

2. 食中毒関連情報提供機能

食中毒関連情報提供機能概要

(1) 食中毒関連情報提供機能とは

食中毒関連情報提供機能では都道府県等からの速報など、食中毒に関連する情報を集約し、保健所、都道府県、地方衛生研究所など関係各所で迅速に共有するための機能を実現します。下図はイメージです。



食中毒関連情報共有機能(ナレッジシステム)掲示板リスト

食中毒事件速報	PulseNetJapan
食中毒事件速報マップ	講習会資料等
食中毒事件詳報	緊急連絡網
食中毒統計・事件録	食中毒統計速報(WISH)
食品健康被害情報メール窓口	食中毒関連メディア情報
感染症発生動向情報(NESID)	広域食中毒関連情報
病原体検出情報(NESID)	マニュアル

3. 緊急時対応支援機能

緊急時対応支援機能概要

(1) 緊急時対応支援機能とは

緊急時対応支援機能とは、緊急時及び平時において、食中毒対策ご担当者がインターネット上においてリアルタイムに情報交換を行うWeb会議システムです。導入によって、情報共有・収集体制の整備を実現します。緊急時対応支援機能の実現性を下記に示します。

緊急事態が発生した際のニーズ

- 全国に点在する拠点間で迅速に情報共有したい
- 迅速な意思決定とより確実なコミュニケーションを実現するため、従来の情報共有や情報伝達、意思決定方法のメリットを組み合わせた効率的な方法を採用したい。

従来の方法	メリット	デメリット
通常の会議による情報共有	Face to Faceのコミュニケーションにより確実な情報伝達・共有が可能	移動のための時間や出張費がかかる。 物理的なスペースが必要となる
メールによる情報共有	文字に残る形での一対多数に対して情報伝達が可能 履歴が残り、経緯を追やすい	非リアルタイムであり、時間差が生じるため迅速性に欠ける
電話による情報共有	リアルタイムにインタラクティブな情報交換が可能	一対一であり、複数間での情報共有が難しい

- 資料を共有しながら会議がしたい

etc

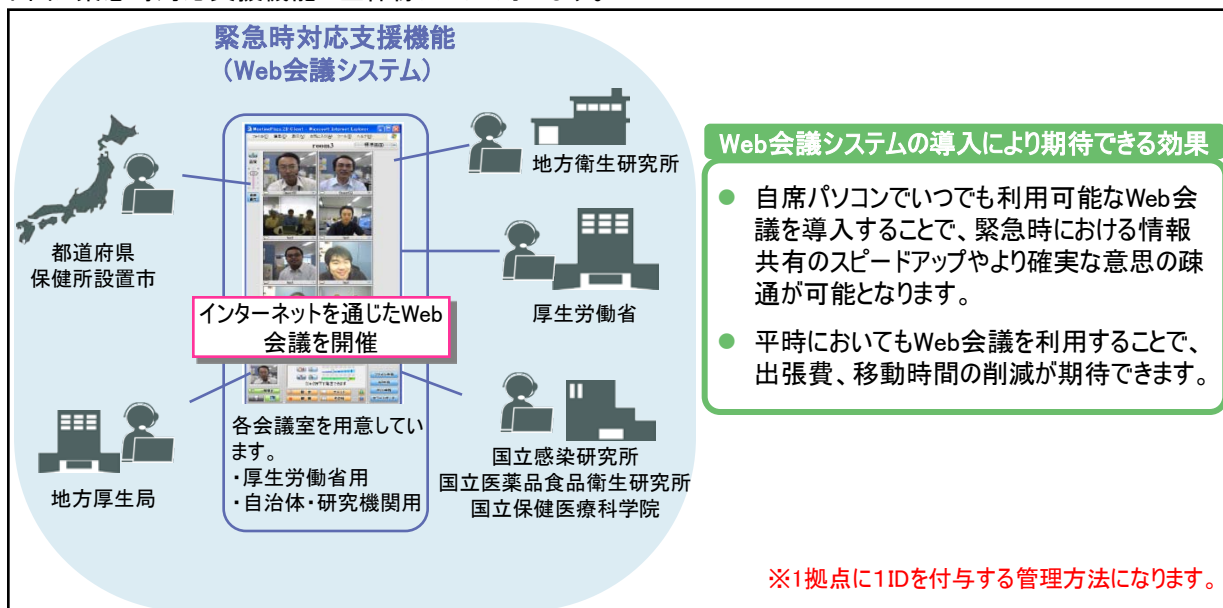
インターネット上においてリアルタイムに複数メンバー間で情報交換を行うことができるWeb会議システムを導入することで、緊急時における情報共有・収集体制の整備を実現

(2) 緊急時対応支援機能イメージ

食中毒事案等、緊急の対応が必要と思われる事態が発生した際に、厚生労働省担当者及び関係機関担当者をWeb会議上に召集し、リアルタイムの討議等を行うことで効率的かつ効果的な情報の収集・共有を実現します。また、平時においても、定期的に情報交換が行えます。

会議室は、厚生労働省ご担当者が開催する専用の厚生労働省用会議室と、都道府県等の食中毒対策担当者等が開催する専用の自治体・研究機関用会議室の2つがあります。

下図に緊急時対応支援機能の全体像について示します。

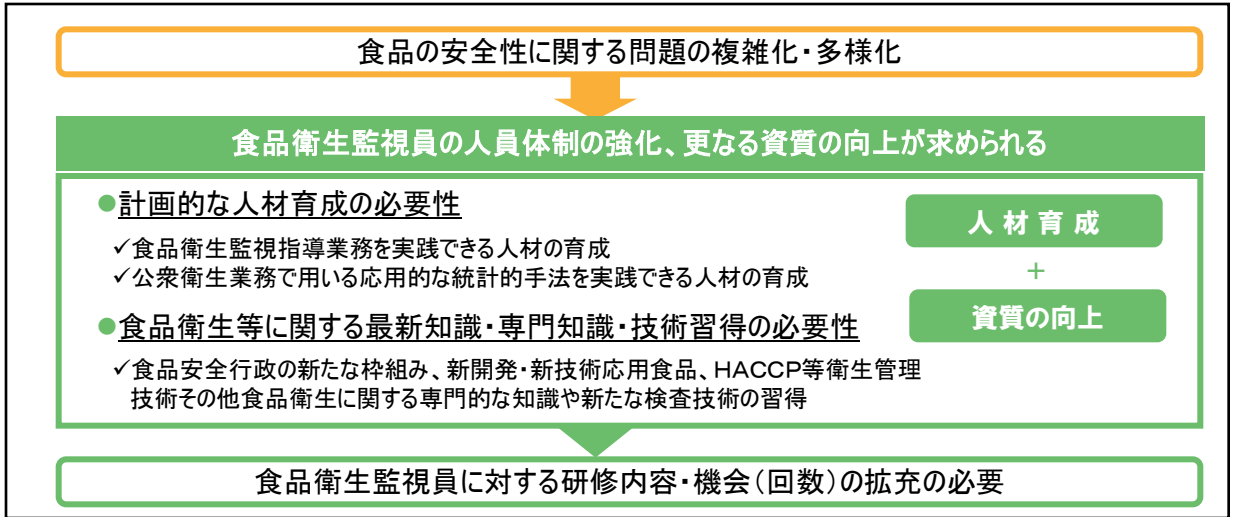


研修機能概要

(1) 研修機能とは

研修機能とは、インターネットを通じてe-learningを行うことです。

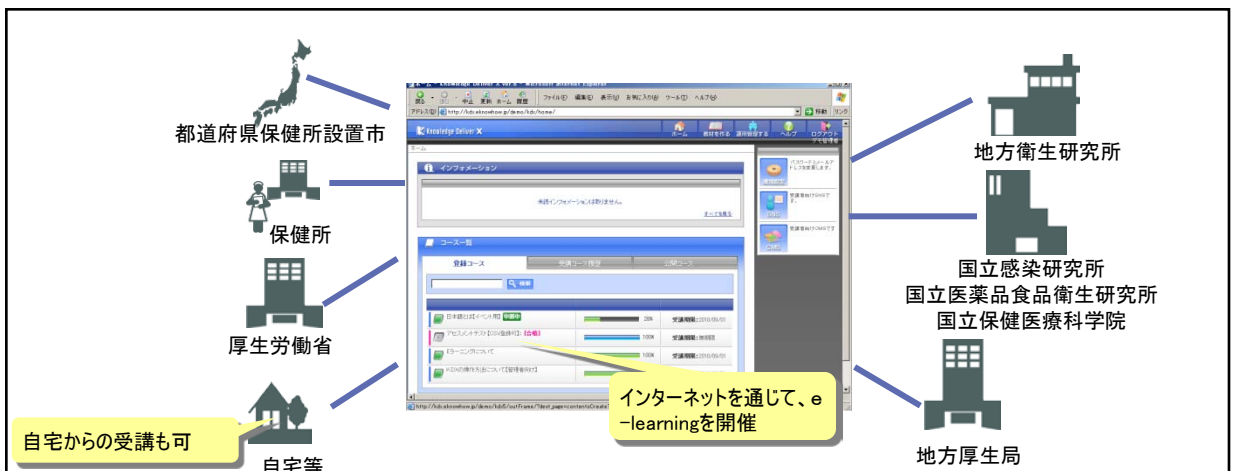
e-learningは、インターネットを利用した学習形態で、効率的な学習を行うための有効な手段のひとつです。全国の食品衛生監視員等が、インターネット上で食品衛生、感染症、疫学調査等の公衆衛生に係る内容の研修等を行うことが可能です。



(2) 研修機能イメージ

下図は研修機能についてのイメージです。

研修機能については、特に受講期限等の制限を設けず、**時間・場所を問わずいつでも利用できる環境**を提供します。

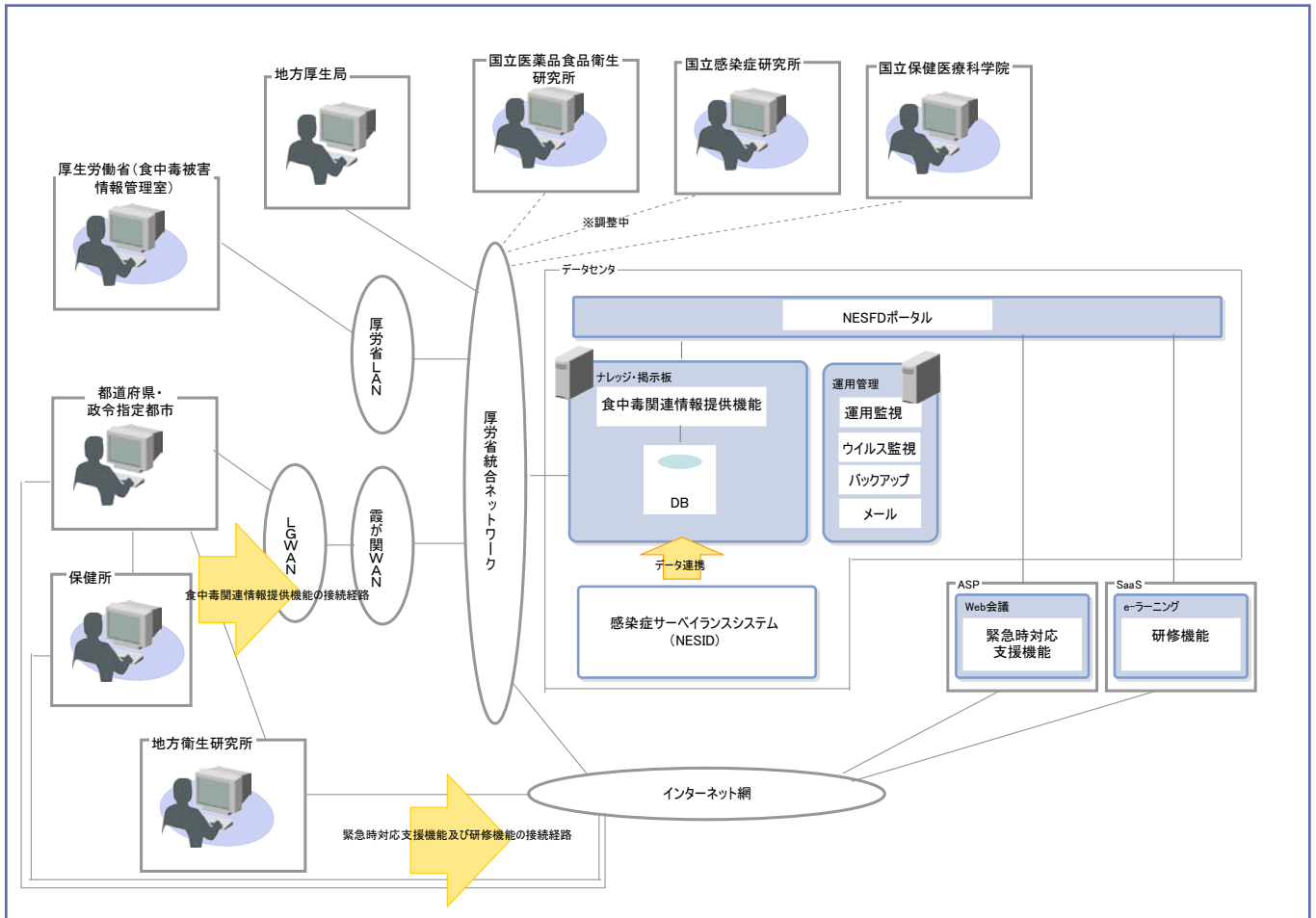


● 全国の食品衛生監視員が、業務に係る研修内容を、「いつでも」「どこでも」自由に受講することができる環境及び機能です。

5. NESFDネットワーク

NESFDネットワーク

下図はNESFDネットワークについてのイメージです。



必要な動作環境

- 食中毒関連情報共有機能 (ナレッジシステム)**
ネットワーク：総合行政ネットワーク(LGWAN)
OS：Windows Vista / XP / 2000 Professional
ブラウザ：Internet Explorer 6.0 sp2以上
- 緊急時対応支援機能 (Web会議システム)**
ネットワーク：インターネット
OS：Windows Vista / XP / 2000 / 7
ブラウザ：Internet Explorer 6.0 以上
ソフトウェア：Meeting Plaza 2D, ウェブカムソフトウェア(Webカメラ)
- 研修機能 (e-learningシステム)**
ネットワーク：インターネット
OS：Windows Vista / XP
ブラウザ：Internet Explorer 6.0 sp2 以上
その他：Adobe Flash Player バージョン10 (最新のバージョン推奨)